

土岐市及び瑞浪市医療提供体制審議会共同設置規約

(設置)

第1条 土岐市及び瑞浪市（以下「両市」という。）は、地域医療を守り、効率的で、質の高い医療提供体制を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、同法第138条の4第3項に規定する審議会を共同して設置するものとする。

(名称)

第2条 この審議会は、土岐市及び瑞浪市医療提供体制審議会（以下「審議会」という。）という。

(執務場所)

第3条 審議会の執務場所は、土岐市土岐津町土岐口2101番地土岐市役所内とする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 両市の医療提供体制の安定確保に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、両市の長が必要と認めること。

(組織)

第5条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第6条 審議会の委員は、両市の長が協議により定める候補者について、土岐市長が選任する。

- 2 土岐市長は、審議会の委員を解任する場合又はその退任を承認する場合は、あらかじめ瑞浪市長と協議しなければならない。

(任期)

第7条 委員の任期は、第4条に規定する事項の諮問に係る答申の日までとする。

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(負担金)

第10条 審議会に要する経費は、両市が負担し、当該負担すべき額は、両市の長の協議により定めるものとする。

- 2 瑞浪市は、前項の規定による負担金を土岐市に納付しなければならない。
- 3 前項に規定する負担金の納付の時期については、両市の長が協議して定める。

(予算)

第11条 審議会に関する予算は、土岐市の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第12条 土岐市長は、審議会に関する決算を土岐市議会の認定に付したときは、当該決算を瑞浪市長に報告しなければならない。

(委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第13条 土岐市は、審議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合は、あらかじめ瑞浪市と協議しなければならない。

- 2 前項に規定する条例、規則その他の規程を土岐市が制定し、又は改廃したときは、瑞浪市長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、土岐市において行う。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、両市の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和2年10月5日から施行する。